

固定資産税に関する通知書等の公示送達について

固定資産税の関係文書を令和8年6月10日に発送しましたが、返戻されたため、長門市役所に保管してあります。なお、申し出があれば、いつでも交付します。

これは、地方税法第20条の2第2項の規定による公示であり、同条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示日(公示をした日)

令和8年7月17日

送達を受けるべき者の氏名(順不同)

廣田 芳恵

問い合わせ先

税務課固定資産税班 電話番号 0837-23-1125